

なんたん ふれあいプラム

南丹市地域福祉活動指針

なんたんふれあいプラム



南丹市地域福祉活動指針

平成21年4月

社会福祉法人 南丹市社会福祉協議会

- 本 所 〒629-0301 南丹市日吉町保野田垣ノ内11番地
☎0771-72-3220 ☎0771-72-3222
- 園部支所 〒622-0014 南丹市園部町上本町南2番地22
☎0771-62-4125 ☎0771-63-5606
- 八木支所 〒629-0134 南丹市八木町西田山崎17番地
☎0771-42-5480 ☎0771-42-4412
- 日吉支所 〒629-0301 南丹市日吉町保野田垣ノ内6番地4
☎0771-72-0947 ☎0771-72-0732
- 美山支所 〒601-0751 南丹市美山町島住古瀬8番地
☎0771-75-0020 ☎0771-75-0829

社会福祉法人 南丹市社会福祉協議会

平成21年4月

社会福祉法人 南丹市社会福祉協議会

なんたんふれあいプラン

すべての住民の心の輝きを願って

社会福祉法人 南丹市社会福祉協議会
会長 麻田 勝 司

平成12年に改正された社会福祉法において、社会福祉協議会は「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として法的に位置づけがなされ、大きな社会的使命を担うこととなりました。

ところでこの「地域福祉」について考えるとき、「自助、共助、公助」という言葉を目にします。人々の生活様式の多様化などにより、公的な制度すなわち「公助」では対応できない問題は、次々と起こってきます。一方、これまで自分や家族を中心に問題の解決を図られてきたこと、つまり「自助」は、家族機能の変化などにより、その基盤が弱くなっているかも知れません。とすれば、普段の暮らしの中で起きるかも知れない様々な問題、つまり生活課題に対して、「自助、共助、公助」の中の「共助」によっていかに対応できるかをしっかり考えておくことがとても大切である、というのです。

「共助」とは、市民の皆さんが、地域における身近な生活課題に敏感になり、やれること、やりたいと思われたことをベースに、市民の皆さん自らが主役となって、いかに「地域に根ざした活動」としていか、また、その活動を通じて次の生活課題を発見し、さらに活動が広がっていくという流れをいかに創っていくかであり、これこそが地域福祉活動を推進することの意義ではないでしょうか。もちろん、それは「公助」が単に「共助」に依存するという流れを作るのではなく、市民と行政の関係性に基づくものとしてでなければなりません。

こうした考え方のもと、昨年、南丹市行政は『南丹市地域福祉計画』を策定されました。その行政計画と整合させながら、市民が主役のより具体的な活動を目指すべく、社会福祉協議会ではこのほど『南丹市地域福祉活動指針』（愛称：なんたんふれあいプラン）を策定しました。

計画を策定するに当たり、社協では企画委員会を中心に様々な議論を重ねてきましたが、一貫して大切にしてきたことは、「物の豊かさ」よりも「心の豊かさ」です。つまり、地域において豊かに暮らすということは、住民どうしの「つながり」があって、自身も地域社会の一員であるということ、どのような状況や立場の人であっても、それぞれの地域生活の中で実感していけるということです。そのためには地域の住民どうしの「支え合い」が必要であるということ、そして、地域において「私は孤独ではない」というつながりの実感をもてるために、「ふれあい」というコミュニケーションがとても大切になってくるのではないのでしょうか。

そこで、一人でも多くの市民の皆さんが、この『なんたんふれあいプラン』を、地域福祉を推進する上で具体的な活動へのはじまりの一步としていただければと願っています。いわばこのプランは、はじめは真っ白なキャンパスなのかも知りません。市民の皆さんが絵筆となり、様々なふれあいを通して広がりを見せる活動という絵の具で、地域の未来をデザインしていく、これこそがその真価だと考えています。

こうしてデザインされた地域の未来は、市民の皆さんの「心の輝き」で満ちあふれたものとなると信じてやみません。

目次

すべての住民の心の輝きを願って……会長 麻田勝司

1. 地域福祉とは……どんなこと?

①わたしたちのくらしと地域福祉……………	2
②南丹市社会福祉協議会とは……………	4
③南丹市の現状……………	5

2. 「なんたんふれあいプラン」(南丹市地域福祉活動指針)とは?

①理念……………	6
②基本目標……………	8
(1) 地域福祉をすすめる人づくり・ネットワークづくり ……	10
●～ふれあいの森づくり～	
●ふれあい委員として活動しませんか?	
(2) ささえあう・ふれあいのまちづくり ……	14
●～ふれあいで心ぬくめくのまちづくり～	
●住民のできること……………	16
●各町の重点取り組み内容……………	18
(3) 計画推進の期間 ……	20
(4) 計画策定までの主な経過(平成18年度～20年度)……………	21

◎資料集

①各種の福祉サービス一覧……………	26
②各町別人口他一覧……………	31
③策定までにたずさわった方々……………	36

ふれあいプランの策定に携わって……企画委員会 委員長 下司 文一

1 地域福祉とは…どんなこと?

①わたしたちの暮らしと地域福祉

(なぜ今「なんたんふれあいプラン」が必要なのかな…?)

みんなの願い

わたしたちは、誰もが、住みなれた地域で、安心して暮らし続けたいと願っています。しかし、地域での暮らしは常に変化・変動し、そこでは、日頃のちょっとした心配ごとから、とても自分ひとりでは解決できない困難な事まで、様々な問題が起こってきます。

くらしをとりまく条件

このような問題は、生活を支えていくための雇用や就労条件などを基本に、医療や教育問題はもちろん、道路、水道、電気など生活関連の諸サービスの整備状況、さらには年金や手当などの経済的な保障や、生活保護や介護や保育などの公的な福祉サービスの整備や使いやすさなどによって影響を受けてきます。

また、隣近所など地域内での日常的な対話と交流、つながりや支え合いなども生活のしやすさに大きく影響しています。

「地域福祉」は、あたたかいまちづくりから

「地域福祉」とは、身の回りのさまざまな問題が深刻にならないよう、ひいては、誰もが住みなれた地域で安心して住み続けるための必要な条件が整備されるようにみんなで考えながら、できることから取り組む活動です。

地域で生活している住民だからこそ見える地域の生活課題に対して、主体的にみんなで協力し、解決のために取り組んでいくことが、そこに住む住民全ての幸せにつながるのです。

しかし、このような活動は、住民だけで進めるのではなく、行政や関係団体、関係機関との協働で進められていくものです。

昔から続いている大切な伝統…「おたがいさま」の支えあいを

さて、これまで私たちの地域である南丹市をつくりあげてきたのは、「農」を中心とした社会でした。ここでは、「おたがいさま」という地域の支え合いが長い間息づいていました。

新たな市として出発し、それぞれの歴史と特徴とを持った四つの町が、一つになったとはいうものの、その根っこに息づくくらしの伝統は、わたしたちのこれからのまちづくりにも活かしていく大切なものをたくさん含んでいます。

つまり、私たちの地域が育んできた「支え合い」、そして今も残る「支え合いのかたち」を、福

祉という視点から再発見し、地域での活動として取り組むことによって、地域での人とひととの絆、地域の福祉の力を高めていきたいと考えています。

隣どうしのふれあいを「なんたんふれあいプラン」に!

地域住民の中からは、「いざという時のために隣近所のつきあい、助け合いを大切にしたい」の声が多くあげられています。特に、高齢化が進む地域や障がいのある方々や暮らしにくさを抱えている住民にとって、その思いは切実です。

私たち住民は、地域のみんで取り組む交流の機会を大切にしていくなかで、お互いの顔が見え、信頼関係が深まっていきます。そして、手をつなぎ合って地域の課題にも共に取り組んでいけるのです。

そこでこのたび、「地域における交流やふれあいを通して、お互いの関係づくりから始める地域福祉活動」をすすめるための指針を「なんたんふれあいプラン」と名付け、ぜひとも実行にうつしたいと強い思いをもって策定しました。

「地域福祉活動をおこなう単位」は、課題によって柔軟に

今回の「なんたんふれあいプラン」では、地域に生活する人々だからこそ感じる生活課題や、身近な地域でなければ発見しにくい課題に、それぞれの地域の住民みんなで一緒に取り組みを進めていくことを目指しました。

そして、地域福祉の活動は、住民にとって身近な地域、より小さな単位で活動を進めていくことが基本となるでしょう。

しかし、実際に、南丹市域内における各集落の成り立ちやその構成は多様です。したがって取り組みの内容に応じて、柔軟で、かつさまざまな団体や組織などのネットワークによって重層的に進める必要があると考えます。

社会福祉協議会が進めるプランは…

一方、南丹市地域福祉計画（以下、市計画）は、住民が主体となって取り組むことの大切さ、市行政と住民・団体・事業者が協働して取り組んでいく必要性、さらには、それらへの支援の方策をうたっています。

従って、社会福祉協議会が進めるこのプランでは、住民の福祉活動をより具体化し、積極的に展開していくため、市計画と連動しつつ進めます。

たとえば、活動を推進していくための社会福祉協議会の体制の強化、住民活動をすすめるための条件の整備としての担い手の養成、活動資金の拡充など、積極的な働きかけを行いたいと考えています。

②南丹市社会福祉協議会とは、

社会福祉協議会とは、(以下「社協」と略す)

社会福祉法で、「**地域福祉の推進を図ることを目的とする団体**」と規定されている組織です。

住民が主体となって「**ふだんのくらしのしあわせ(ふくし)**」を感じられるように活動をしている公共性・公益性の高い民間の非営利団体です。

また、社協は、市町村・都道府県・指定都市・全国でネットワークを結ぶ公共性と自主性を有する組織です。

みなさんが安心してこのまちに暮らしつづけられるまちづくりを進めるために活動している一番身近な社会福祉法人です。

南丹市社会福祉協議会では、

「すべての住民のこころが輝く福祉のまちづくり」 を理念としています。

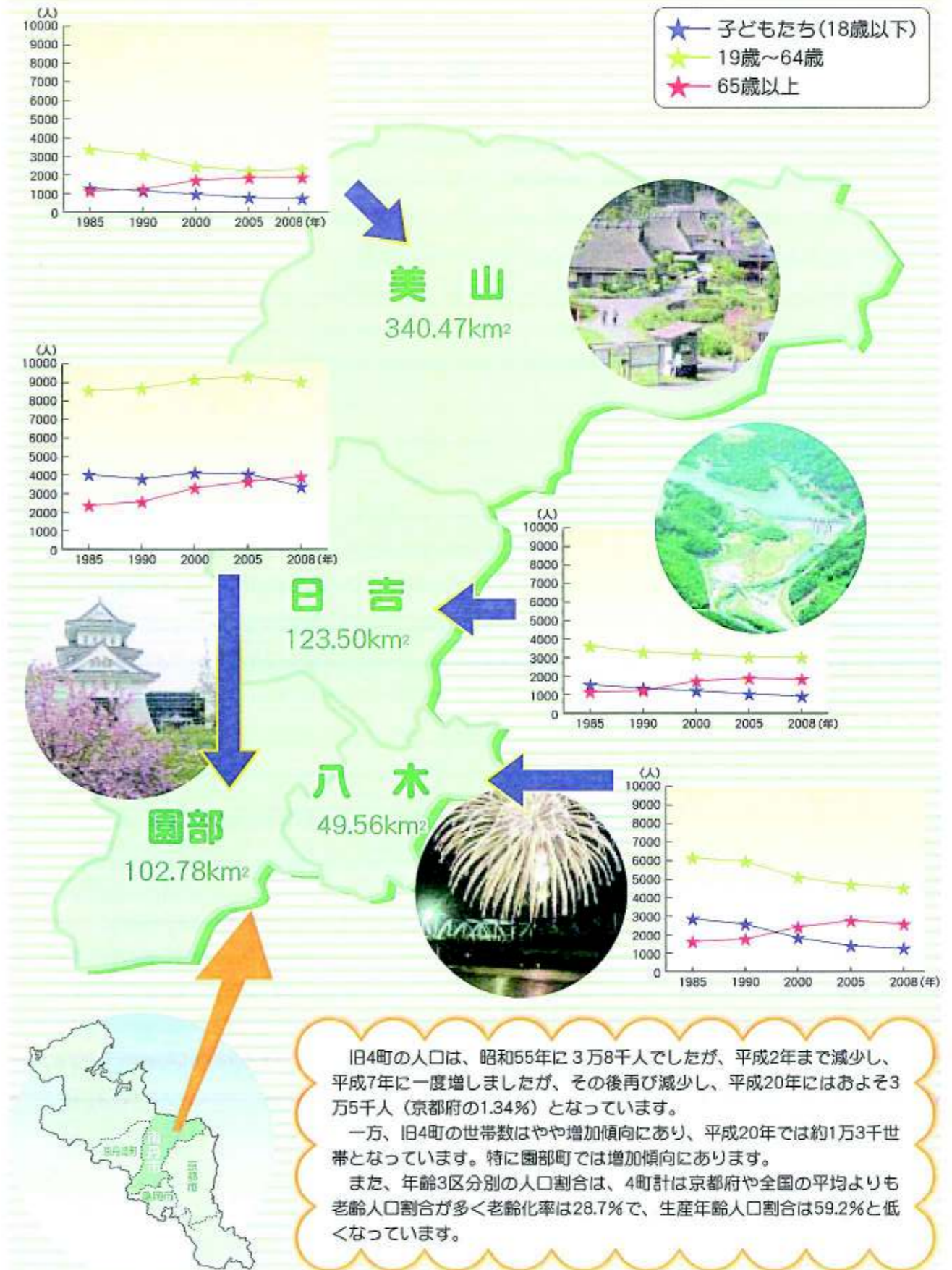
すべての住民の皆さんが心豊かに暮らせるように、地域の中で困ったこと等を解決していく手助けをする福祉の専門職も集まっています。

高齢・障がい・児童などをはじめとするあらゆる幅広い人々の願いや困りごと・課題を明らかにし、それらの解決に住民の皆さんと一緒に取り組んでいます。

また、介護保険事業の運営や障がい者関係の事業、介護予防生活支援事業(外出支援サービスや配食サービス…後ろの資料集に掲載)も行っています。

地域福祉の推進を根底にすえた心こもった各種サービス等を展開し、一人でも多くの方がいつまでも住み慣れた地域で暮らせるように、社協が地域での大きな役割を担っていると肝に銘じ、職員一同心をこめて活動をしています。

③南丹市の現状(人口や位置)



② 「なんたんふれあいプラン」 なんたん し ちいき ぶくしがつどうししん (南丹市地域福祉活動指針)とは？

① 理 念

すべての住民が、ふれあい、支えあいながら、いつまでも安全に暮らしていきいきと地域で暮らしていけるよう、地域の福祉力を高め、市民が主役の地域福祉活動を推進することを目的として本指針を定めます。

合併して3年

南丹市として合併して、3年が経ちました。

私たちは、この計画を作るために、これまで住民のみなさんや各種団体のみなさんとの懇談会や話し合いを重ね、その中で地域の自慢するべきよい点と共に多種多様な課題があることに気づかされました。

ここが好きで住みつづけたい

今、「地域」は、少子高齢化が急激に進み、以前から当たり前のように受け継いできた地域のつながりが薄れてきているところもあります。また、南丹市として生活範囲が広がったがゆえの困りごとにも出てきています。

しかし、今南丹市で生活しているわたしたち住民は「ここが好きで住み続け、できればここで最後まで自分らしく生活したい」という思いを持っています。

住民が主人公

この理念の中で表している「すべての住民」とは、「高齢者、障がい者、子どもたち、一人親家庭などの方はもちろん、そのほかの住民の全て」を指しています。

またその関係は、誰か一方が助け、反対に誰か一方が助けられるというものではありません。みんなが思いやりの心や力を出し合い、お互いが自分のできることで、ある時は助けたり、またある時は助けられたり協力し合ったりと、互いに対等にふれあい支え合う関係を意味しています。

すべての住民が生活の主人公になり、動き出すことが大切だということです。

住民が主人公ということは、社会福祉協議会だけが動いたり、行政にしてもらったりするだけの関係ではなく、それらの組織が光となり影となり住民の皆さんに働きかけて全力で動くのはいくらでもありませんが、同時に住民のみなさんや各種の団体・組織のネットワークづくり（以後「ふれあいの森」と呼びます）を進めて、一緒に活動していきたいと思っています。

「地域」は生きている

わたしたちが毎日生活しているこの「地域」は生きている。

「地域」を生かしているのは、私たち住民自身です。

今できていることをどう広げて、課題となっていることをどう考えていくのかを見極めることが大切です。自分たちの生活しているこの大切な地域に魂を吹き込み、守り、高め、将来を担う子どもたちに自慢できる地域にするためにはどうすればよいのかを住民のみなさんと共に考える時が今だと思っています。

同時にそれらの現実から目をそらし、時の流れにまかせているだけでは「地域」は徐々に衰えてしまうのです。

人と人のつながりやふれあいがあり、人の知恵によって生かされている「地域」は、人の手が加わって初めて息を吹き返します。

「ふれあいの森」を一緒に作りましょう！

以上のことを実現するために、この活動指針を作成しました。

この活動指針の大きなテーマは、今一番大切にしたい「ふれあい」と位置づけ、この指針を「なんたんふれあいプラン」と名づけました。

そして、地域の活動には「担い手」「活動（なかみ）」「組織」が必要であり、この3点がうまくかみあわなければ動き出しません。それら3点をみんなで作り出していく方法や指針をここに載せました。

「なんたんふれあいプラン」では、「担い手」「組織」の具体案として、「ふれあいの森づくり」(P.12)を提案します。

また、「活動（なかみ）」としては、「ふれあいで心ぬくぬくのまちづくり」(P.16)を提案します。

住民のみなさんと共に、笑顔のある心ぬくぬくだと感じられるまちを作りたいです。

一人ひとりがふれあいの心の種をまき、緑豊かな「ふれあいの森」を一緒に作りましょう。

②基本目標

「なんたんふれあいプラン」は、住民が主役となって実現していくものです。
また、プランのもとになっているのは、南丹市が策定した「南丹市地域福祉計画」（平成20年3月）です。つまり行政の計画と連動しています。
地域のあらゆる組織や団体のみなさん、個人のみなさんと社会福祉協議会・行政が共に協力しあい、ふれあい、安心して暮らせる生き活きとした「地域」をつくりましょう。

そのために下記のように、大きく**2つの目標**を掲げます。

地域福祉をすすめる人づくり・ネットワークづくり 「ふれあいの森づくり」

1. 人と人がふれあいを大切にして暮らし、またそのような地域福祉をすすめようとする人材を育み、地域の福祉ネットワークをつくっていきます。



ささえあう・ふれあいのまちづくり 「ふれあいで心ぬくぬくのまちづくり」

2. 住民のひとりひとりが大切にされ、お互いに支え合えるまちづくりを実現します。また、安心・安全に暮らせるまちにします。

*次のページから、この2つの目標について、くわしく説明します。



(1) 地域福祉をすすめる人づくり・ネットワークづくり



～ふれあいの森づくり～



「ふれあいの森」とは、地域福祉を推進する基礎的な組織のことです。私たちはイメージしやすいように、こう名付けました。

住民の課題に対して、各種団体などがバラバラに活動するのでは、できることに限りがあります。ですから、それぞれが連携しながらネットワークをつくり、より深く柔軟な福祉活動ができるようにするための基礎となる組織を徐々につくっていくことを提案します。

その組織=ネットワークのことを、ここでは、「ふれあいの森」と呼ぶことにします。

★「ふれあいの森」のイメージ



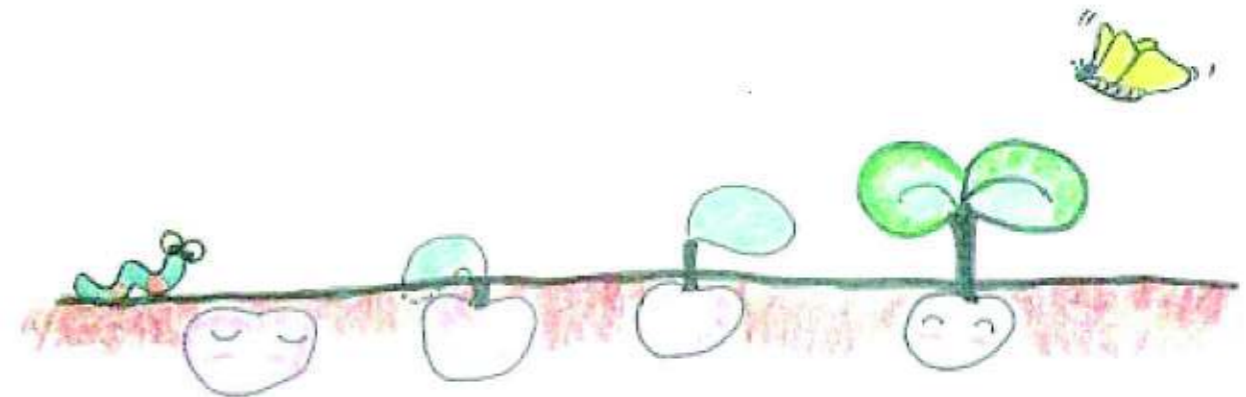
＜ふれあいの森＞ができるまで!!

一人ひとりの住民が自分のできることから「福祉」という小さな種をまき、水をやり、そこからやさしい芽が出ます。

その芽がだんだん成長し、緑の葉っぱ（担い手）が出てきます。

それらの一枚一枚の葉っぱ（担い手）の心や力が集まって1本の木（グループや組織・団体）に成長するのです。

それでもまだ1本の木でできる事は限られていますので、となりの木と手をつなぎ合っ
て、さらに大きな輪をつくり（ふれあいの森）、住民自らが担い手となり、次の活動へと
つなげていくのです。



地域における「ふれあいの森」の広さは、活動のなかみによって柔軟に変わるほうが効果があらわれると考えます。できれば現在すでに活動している「区・自治会」や「小学校区」といったできるだけ小さな単位で進めることが効果的で、一人ひとりの顔が見える活動ができると思います。はじめの一本の木は社協の仕事と考えています。

社協が呼びかけを行い、1本1本の他の活動を進める木々のみなさんと共有できる課題を一緒に考えていきましょう。そこから、さらに一緒に考えられるところや手をつなげる木のグループを広げていきます。

地域のふくしへの想いや、同じような活動の重なる部分を一緒に考え、共に協力して活動していくのは、簡単なことではありません。時間がかかるとは思いますが、一歩ずつすすめていきましょう。

また、社協は地域の中の委員として「ふれあい委員」を委嘱します。

「ふれあいの森」の一員として、各地区から選ばれる「ふれあい委員」（詳しくは次頁参照）は、地域の中でできるだけ小さな単位から選ばれるのが理想です。それは、大きな団体や組織、社会福祉協議会や行政ではなかなか目の行き届きにくい地域の中の細かな点に気づき、近隣の住民を見守って頂くためです。

「ふれあい委員」の活動は、森づくりのためのひとつのちいさな芽になり葉っぱになり、ネットワークの中の大切な1本の木になります。

ふれあい委員として活動しませんか？

「ふれあいの森づくり」を進めるための大切な 1 本の木として「ふれあい委員」を各地区より選出していただきます。

「ふれあい委員」は、自治会や区より推薦され、(または立候補) 社会福祉協議会が委嘱する委員です。

地域住民と協力し、地域の見守りや地域福祉課題について一緒に考えましょう。

ふれあい委員として、こんなことができればいいな…

①みまもる

だれを？
 ☆お困りごとを抱えている方や生活の課題を抱えていらっしゃる方々を

②相談する

どこへ？
 ☆まずは、民生児童委員へ、その後必要に応じて自治会長・区長などの地域役員へ
 ☆複雑な問題や福祉サービスを必要とする場合は、市役所や南丹市社会福祉協議会などへ

③ひろめる

何を？
 ☆地域の人々にさまざまな福祉サービスや福祉に関する情報を

④つながる

どんな？
 ☆地域のふれあい委員どうして
 ☆民生児童委員や他の福祉関係者の方々と

地域での見守りや声かけ

- お近くの一ひとり暮らし高齢者や高齢世帯の方や障がいのある方・介護者家族などに対して「声かけ」や「安否確認」など、ふれあいの関係ができれば安心です。

ふれあいいきいきサロン活動の支援

- 歩いていける範囲で、誰もが気軽に集まれる場所として「ふれあいいきいきサロン」をつくったり、すでにあるサロンのあるところでは、協力できるときにボランティアとして活動していただけたら、サロンがさらにいきいきします。

自治会・区の役員会・民生児童委員などと情報の共有を


- 常に連絡を取り合ったり、情報を提供したり、地域の福祉問題について話し合いや学習の機会を持てたら、1人で抱え込まなくて済みます。
- 要援護者(見守りの必要な方)などの助けになるための「災害に備えたマップづくり」なども行う予定です。一緒につくりましょう。

★各自治会や区に1名以上なら、見守りやすいです。
 ★さらに世帯数の多い地区においては複数のほうが動きやすいです。
 ★性別・年齢は問いません。
 ★自主的にやってみようという方も大歓迎です。
 ★任期は原則として2年です。(ただし、再任は妨げません。)

活動のなかで仲間の輪を広げ、ふれあいの木を大きく育てましょう。

サロンとは？ 自分の住み慣れた地域で、近くの公民館や個人のお宅をお借りして、楽しいひと時を過ごす仲間づくりの場のことです。

たとえば、高齢者・障がい者、子育て中の親子などはもちろん、住民のみなさんが気軽に集まれる場です。内容については、住民どうしが自主的に相談し、運営していきます。協力ボランティアのいるところもあります。申請により、社会福祉協議会からの助成もあります。



(2) ささえあう・ふれあいのまちづくり

～ふれあいで心ぬくぬくのまちづくり～

美山町や日吉町の一部の地域では、かつて田植えや稲刈りの時などに近所どうしが互いに手を貸しあった**“地域の支えあい”**を「てんごり」という言葉であらわしていました。

昔は、どの地域でも当たり前に行われていた光景かもしれませんが、私たちは、地域の中で孤立しがちになり、ふれあいが求められる今日に、あえてこの「てんごり」=「ふれあい」の関係が大切だと考え、もう一度見直したいと思います。

住民の毎日の生活の中に、肩に力の入らない自然な**「ふれあい(支えあい)」**の関係が一つでも増えて**「心ぬくぬくのまち」**になるようにとの思いをこめてこの上記の目標を活動指針の1つにしました。



次頁の**「ふれあいで心ぬくぬくのまちづくり」**の図は、それぞれの町の住民懇談会などで出された「地域の将来について不安だ」「防災のしくみづくりをしなければ」「高齢化で家族の介護が大変」「地域の交通はどうなるの?」・・・などという住民の思いや願いとして出された意見にどう応えていくかを図式化したものです。

これらの地域課題をこのままにしておくことは、さびしいことです。生きづらいことです。そこで、次の**4つの活動**を通してみんなで解決していけるようにと提案します。

それらの4つの活動をひとつひとつ実行し、行動に移していくことで、**「ふれあいで心ぬくぬくのまちづくり」**を進めていけるはずで

その**4つの活動**とは、以下のとおりです。(詳しくは、P.18を参照ください)

知る・知り合う活動

見守る活動

つどう活動

支え合う活動

「なんたんふれあいプラン」は5年間を見通してつくりました。

これがすべての生活課題を網羅し解決するというものではありません。また、5年間で全ての課題にとりくむことは難しいかもしれません。

しかし、わたしたち住民の生活はどこまでも先へ先へと続くものです。はじめの5年間でできることは限られているかもしれませんが、これからの5年間を、未来へとつなげ広げていくための素地をつくる5年間にしたいと思います。



ふれあいで心ぬくぬくの まちづくり

知る・知りあう活動

- ◆ 各種の懇談会や学習会へ参加する
- ◆ 福祉に関する情報を提供する
- ◆ 障がい者や高齢者の理解に関する情報に気づく
- ◆ 「人権」について学び、互いに尊重し合う
- ◆ 人としての権利を守る学習をする
- ◆ 福祉教育に取り組む

つどう活動

- ◆ 高齢者や障がい者・子育てなどのサロン活動の立ち上げや参加
- ◆ 地域のふれあい・協働の活動へ参加・協力
- ◆ 様々な活動を企画したりボランティアとして協力する



見守る活動

- ◆ 「向こう3軒両隣」として、見守りや日頃の付き合いを大事にする
- ◆ 民生児童委員・ふれあい委員・ボランティアなどが中心になって、見守り活動を推進する
- ◆ 福祉に関する意見を集約し、提案する
- ◆ 福祉防災活動に積極的に取り組む
(例：ネットワークづくり、見守りマップづくり)
- ◆ 次世代の健全育成に協力する

支え合う活動

- ◆ 各種ボランティア活動に参加する
- ◆ 近隣でお互いに無理のない支えあいをする
- ◆ 認知症の方やその家族への理解を深める
(認知症サポーター養成講座などへの参加と協力)
- ◆ 地域での生活上の困難を支えあう「サポート事業」や体制をつくり、気軽にサポートし合う

“住民のできること”

- ◆ 各種養成講座や研修会の企画・開催
- ◆ 住民懇談会で住民の課題について集約する
- ◆ 住民からの各種相談窓口の開設
- ◆ 住民の実態調査を行い、課題を分析する
- ◆ NPOやボランティアの活動を支援する
- ◆ 福祉に関する啓発活動
- ◆ 各種サロン活動の立ち上げや活動への支援

社協や各種団体、組織などが
取り組むこと
(森のなかま)

- ◆ 各種活動支援
- ◆ 広報・啓発活動
- ◆ 情報や活動場所の提供
- ◆ 取り組みの協働
- ◆ 関係機関・団体との調整
- ◆ 南丹市地域福祉計画・介護保険事業計画・障害者計画・次世代育成支援行動計画などの推進

行政の役割

各町の重点取り組み内容

▲：実施内容の検討・準備 ●：新たな取り組み開始 ⇒：継続実施 ○：活動の見直し

重点的に取り組むこと	取り組みの内容	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年
園 部						
●地域で支える体制づくり（ふれあいの森づくり）に力を注ぐ。	●「地域で生活が困難な方」への支援に取り組む。また、特に住民の課題である外出支援事業に取り組む。	▲	●	⇒	○	○
	●地区区長・民生児童委員・近隣住民などが連携を強化する。	▲	●	⇒	○	○
	●防災マップ・防災便利帳・避難マップの作成をし、災害救援ボランティアマニュアルをつくる。	●	●	⇒	○	○
	●地元自治会や地縁組織との連携を図り、災害時に活動できる体制を作る。	▲	▲	●	○	○
●サロン活動を活性化させる。	●サロン活動を活性化し、「ふれあいの日」などの取り組みを新たにつくり、地域住民のつながりが密になるようにする。	▲	⇒	⇒	○	○
	●サロンの協力者を養成し、内容を充実させることにより参加者を増やす。	●	⇒	⇒	○	○
●ふれあい委員の活動を充実させる。	●地域の見守りや福祉のネットワークの委員として「ふれあい委員」を位置づけ、活動を広げてもらえるように支援する。また、地域の理解を得られるように懇談会や学習会を開催する。	▲	●	●	○	○
	●「高齢者見守りの日」などの新しい取り組みを民生児童委員・ふれあい委員・地域のリーダーなどが協力して、作り出すことにより、安心・安全なまちづくりを目指す	▲	▲	●	○	○
八 木						
●サロンを各地に立ち上げ、人と人のふれあいや見守りを充実させる。	●住民のリーダーを養成し、サロンを現在の8ヶ所から全地域へと広げる。	▲	●	⇒	○	○
	●高齢・子育て・障がいの区別なく気軽に集まれるサロンの立ち上げをする。	▲	●	⇒	○	○
	●ささえあいのマップ作りをする。	▲	▲	●	○	○
●「ふれあいの森づくり」の基礎を作る。	●現在の「小地域見守りネットワーク」をさらに充実させ、各区の区長、自治会長、各種団体などとの関わりを深めることで取り組み充実させる。	▲	●	⇒	○	○
	●地域での住民懇談会を開催し、自分たちの地域や生活を見つめ直す。	●	⇒	⇒	○	○
	●防災を切り口にして、住民が知恵を出し合い、救援のマニュアルを作り訓練を実施する。	▲	▲	●	○	○
●地域を支える人づくりを進める	●住民の課題に沿った「福祉研修会」や「ボランティア養成講座」を開催し、福祉に関する人材育成に力を入れる。	●	⇒	⇒	○	○
	●学校や関係機関と協力して福祉教育に力を入れ、子どもや学生など将来の人材育成への働きかけを強める。	●	⇒	⇒	○	○

重点的に取り組むこと	取り組みの内容	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年
日 吉						
●お互いにふれあえる場作りに取り組む。	●地域にある「いきいきサロン」の開催を継続し、より参加しやすい方法や定期的実施できる方法を考え参加者に喜んでもらえるようにする。	●	⇒	⇒	○	○
	●高齢者や障害者も役割をもって地域参加ができる行事を地域のみなで考えていく。	▲	●	⇒	○	○
●地域のことをみんなで話し合い、考える機会を作る。（「ふれあいの森」の基礎を作る）	●区・自治会の会議において、各種団体や福祉関係者が加わって、地域福祉について話をするところから始める。アンケート調査なども行う。	▲	⇒	⇒	○	○
	●各地域でテーマを決めて、福祉学習会を開催し、行動できるきっかけづくりをする。	▲	●	⇒	○	○
	●ふれあいの森作りのためのネットワークを作る。	▲	▲	●	○	○
●日常的に互いに声をかけ合い、ふれあいのまちづくりを実現する。	●現在民生児童委員、福祉委員が中心となって取り組まれている「高齢者見守りネットワーク活動」を継続し、充実させる。	●	⇒	⇒	○	○
	●地域の中で困りごと・心配ごとを聞いたら、連絡してつなげられる関係を地域の中につくる。ふれあい員の地域での位置づけをはっきりさせる。	▲	●	⇒	○	○
美 山						
●地域を支える人づくり、つながりづくりに取り組む。（「ふれあいの森」の基礎を作る）	●「地域振興会」を土台にした地域の支えあいのしくみづくりに取り組む。	▲	●	⇒	○	○
	●ふれあい委員の活動を少しずつ広め、身近な地域での見守りや助け合いを支援する。	▲	●	⇒	⇒	○
	●都会で暮らす家族と地域とのつながりを深めるきっかけづくりに取り組む。	▲	▲	●	○	○
●地域の課題やこれからの地域づくりについて、多様な参加者で協議する場づくり。	●多様な形式で福祉懇談会を開催し、情報交換や生活課題の把握に努めるとともに、これからの地域づくりを住民主体で進める契機とする。	▲	●	⇒	○	○
	●社協、関係機関、行政、地域振興会等が連携し、地域交通や冬場の除雪などについて、具体的解決策を考え、実行する。	▲	●	⇒	○	○
●地域福祉活動の多様な担い手を支援する。	●ボランティア、サロン、当事者団体等の活動振興をすすめ、美山らしさのあるまちづくりを目指す。	●	⇒	⇒	○	○
	●学生や定年退職者、都市住民など、多様なボランティアを受け入れ、協働するしくみをつくる。	▲	●	⇒	⇒	○

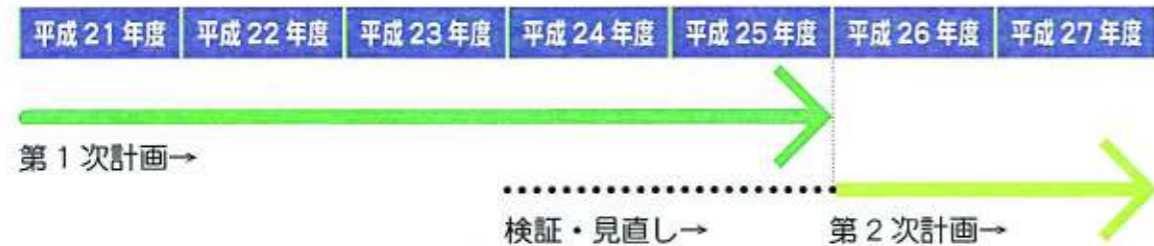
(3) 計画推進の期間

南丹市地域福祉計画（南丹市策定）の策定状況をふまえて、第1次計画の期間を平成21年～25年の5カ年として取り組みます。

最初の1年目は、主に住民のみなさんの課題（ニーズ）の分析や活動開始のための準備に力を入れ、その後順次、活動へと移しつつ内容を充実させていく予定です。

そのための住民や社協職員など関係者の研修を実施し、資質の向上にも積極的に取り組みます。

平成24年～25年の2年間は、検証・見直しを行い、平成26年度以降の第2次計画を立案・策定するための準備に取り組みます。



(4) 南丹市地域福祉活動計画策定までの主な経過

- 平成18年6月 各支所に企画小委員会を設置（委員委嘱状を交付）
各支所企画小委員会を招集し正副委員長を選出
- 平成18年7月 各支所企画小委員会正副委員長を委員とする企画委員会を招集
企画委員会正副委員長を選出
企画委員会において地域福祉活動計画策定の方向性について基本合意
- 平成18年8月 企画委員会に対し地域福祉活動計画策定について市社協が正式に諮問
- 平成19年3月 各支所企画小委員会および企画委員会の委員任期満了
府社協「小地域福祉活動リーダー研修会」
- 平成19年4月 4支所企画小委員会合同会議を招集
各支所企画小委員会および企画委員会の正副委員長を選出
- 平成19年8月 企画委員会が地域福祉活動計画策定にかかる中間報告書をまとめる
- 平成19年9月～11月 各支所企画小委員会により住民懇談会を開催し住民の意見を集約
- 平成20年1月 府社協「見守りフォーラム in きょうと」
- 平成20年2月 全社協「地域の福祉力セミナー」
- 平成20年3月 市が『南丹市地域福祉計画』を策定
- 平成20年4月 地域福祉活動計画策定の事務作業を担うプロジェクトチーム
（市社協職員により構成）を設置
- 平成20年11月15・16日 全社協「地域の福祉力セミナー」
- 平成21年1月 府社協「見守りフォーラム in きょうと」
- 平成21年3月 社協会長に対し、企画委員会が正式に答申

◎企画委員会	計	21回
◎企画小委員会	延べ	52回
◎職員プロジェクトチーム会議	計	20回

平18南社協発第91号
平成18年8月17日

平成21年3月19日

社会福祉法人 南丹市社会福祉協議会
企画委員会
委員長 下司 文一 様

社会福祉法人 南丹市社会福祉協議会
会長 麻田 勝司

社会福祉法人 南丹市社会福祉協議会
地域福祉活動計画の策定について（諮問）

社会福祉法人 南丹市社会福祉協議会委員会に関する規程（平成18年1月4日施行）
第4条 第1項 第1号 に基づき、下記のとおり諮問します。

記

1. 社会福祉法人 南丹市社会福祉協議会 地域福祉活動計画（案）の策定について

社会福祉法人南丹市社会福祉協議会
会長 麻田 勝司 様

社会福祉法人 南丹市社会福祉協議会
企画委員会
委員長 下司 文一

社会福祉法人 南丹市社会福祉協議会
地域福祉活動計画について（答申）

平成18年8月17日付け平18南社協発第91号をもって諮問のあった南丹市社会福祉協議会地域福祉活動計画書について、南丹市地域福祉活動指針（通称：なんたんふれあいプラン）（案）としてとりまとめましたのでここに答申いたします。

本計画については、約3年間にわたり、21回の企画委員会、のべ52回の企画小委員会の開催や関係団体からご意見を伺うなど、慎重に審議を重ねました。

本計画策定及び実施にあたられては、下記のことを配慮していただくことを申し添え、答申といたします。

記

1 施策推進にあたっての地域住民等の参画について

地域住民や関係団体の参画のもと、本計画策定について審議してまいりました。今後あらゆる場面において、地域住民や関係団体と協働して施策推進にあってください。

2 計画の周知、啓発について

この計画を実施するためには、広く住民や関係団体の理解・参画が必要であることから、その周知、啓発に努め、着実に実施できるように努力してください。

3 計画の基本理念の実現に向けて

基本理念の実現に向けて、常に住民の思いに寄り添いながら地域住民や関係団体などと共にネットワークを組み、互いに協力し合い、全ての住民が安心して暮らすことのできるまちづくりの推進に努めてください。

4 計画の進行管理と見直し及び市行政との連携について

住民の思いや願いに的確に対応していくためにも計画を定期的に点検し、弾力的に見直しをしていく事が重要です。また市行政との連携を深め、十分な推進体制を整備し、事業の積極的な推進に努めてください。

以上